

旭川市環境アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の登録及び派遣等について必要な事項を定め、市民等による自主的な環境に関する学習会・研修会・観察会等(以下「学習会等」という。)の促進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、この要綱の定めるところにより、学習会等において指導又は助言を行う者を、旭川市環境アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として、登録することができる。

2 アドバイザーの登録期間は、登録した年度を限度とする。ただし、再任を妨げない。

(登録の要件)

第3条 アドバイザーは、市内に住所を有しているとともに、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であって、市長が認めた者とする。

(1)環境についての関心や意識の高い者

(2)環境カウンセラー制度実施規定(平成8年9月5日環境省告示第54号)に基づき環境カウンセラーとして登録されている者

(3)環境保全又は自然保護に係る活動を実施している団体のうち、アドバイザーとしての資質及び能力があると認められる団体

(登録の手続き等)

第4条 アドバイザーの登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は旭川市環境アドバイザー登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、再任の場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申請内容について審査し登録することが適当と認めるときは、その者を環境アドバイザー登録簿(様式第2号)に記載するとともに、申請者に対し環境アドバイザー登録証(様式第3号)を交付する。

(情報の公表)

第5条 市長は、前条の規定により登録したアドバイザーの情報のうち、学習会等の促進に必要と認められる情報を市民に公表するものとする。

(役割)

第6条 アドバイザーは、自らの能力、見識等を活用して環境教育を行い、学習会等において指導者としての役割を果たすものとする。

(研修)

第7条 アドバイザーは自らの資質向上のため、環境教育に関する研修等に積極的に参加するよう努

めなければならない。

(登録の解除)

第8条 市長は、アドバイザーが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1)アドバイザーから辞任の申し出があったとき。
- (2)職務の遂行に支障があり、又これに耐えないとき。
- (3)アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(派遣の対象)

第9条 アドバイザーを派遣する対象は、市民等による自主的な環境に関する学習会等で、5名以上の参加者があるものとする。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするもの及びこの要綱の目的に沿わないものを除くものとする。

(派遣の申請等)

第10条 前条本文の派遣を受けようとする学習会等の代表者(以下「主催者」という。)は、学習会等の1か月前までに旭川市環境アドバイザー派遣申請書(様式第4号)を市長へ提出する。

2 市長は、前項の申請書を受け、派遣を決定したときは、旭川市環境アドバイザー派遣決定通知書(様式第5号)を主催者に、旭川市環境アドバイザー派遣決定通知書(様式第6号)をアドバイザーに通知するものとする。

(派遣の実施報告)

第11条 主催者は、学習会等の終了後、1か月以内に旭川市環境アドバイザー派遣実施報告書(様式第7号)を市長へ提出する。

2 派遣されたアドバイザーは、学習会等の終了後、1か月以内に旭川市環境アドバイザー派遣完了報告書(様式第8号)を市長へ提出する。

(謝礼)

第12条 アドバイザーの派遣に係る謝礼の額は、1人又は1団体につき日額5,000円とする。

(庶務)

第13条 環境アドバイザー事業の庶務は、環境部において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年12月1日から実施する。

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。